

基本計画部会第1WGの審議状況について(報告)

(第7回会合～8回会合)

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第7回）議事概要

- 1 日時：平成20年5月9日（金）15:00～17:00
- 2 場所：中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室
- 3 出席者：
（委員）美添座長、伊藤委員、大橋委員、大守委員、須々木委員、竹村委員、永山委員、山本委員
（審議協力者）内閣府（経済社会総合研究所） 総務省（統計局） 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、日本銀行、東京都、大阪府
（事務局）貝沼総務省政策統括官（統計基準担当） 中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長 他
- 4 議事次第（1）実査体制（統計専任職員等）について
（2）関係機関等（地方、学会等）との連携について
（3）統計機関の独立性、中立性について
（4）その他

5 議事概要

議題1：実査体制（統計専任職員等）について

美添座長から、資料1に基づき実査体制に関する論点を説明。引続き、総務省政策統括官室から、資料2に基づき統計専任職員費制度等について説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 作物統計調査など、職員調査から調査員調査に切り替えた結果、精度が落ちた調査があると承知。調査員においてノウハウの蓄積が必要。
- ・ 他のWGにおいて、国民生活基礎調査における県別集計の要望などの意見が出ているが、地方の事業主管課においても定員削減が行われているので、それらの統計ニーズに必ずしも十分に対応できていない。地方統計機構については、特に市町村の実情が未把握ではないか。
- ・ 大阪府内の市町村では、統計担当職員はほとんどが1・2名で、かつ他業務との兼務となっている状態。
- ・ 周期調査の存在から業務の平準化が行えない以上、市町村など小規模な地方機構は兼務にならざるを得ない。地方では都道府県も含めて、職員の経験年数は3年未満が半数以上。都としては専任職員が担うべきコア業務と外部委託等が可能なその他業務の精査が必要と考えている。また、地方集計が不十分と認識。
- ・ 統計は、地方の政策企画等にとっても重要なもの。また、法定受託事務のみではなく、地方独自調査や集計も行っているのではないか。
- ・ 地方では、既存の統計を前提に職員を配置しているので、新たな統計需要に迅速に対応するのは困難。東京都について言えば、市町村の実情は様々。調査員の確保困難等から極めて厳しい状況にあるところもあれば、比較的円滑に実施しているところもある。大都市地域では概して厳しい。
- ・ 市町村の調査員は、町会機能が維持されているかどうかでも異なる。町会機能が失われているところでは登録調査員を活用している。
- ・ 調査環境の悪化は、民間委託によって解決できる問題ではなく、別枠で取り組むべき。統計専任職

員制度は、放置すれば衰退に向かうことは目に見えており、この機会に回復を図ることが重要。都道府県では県民経済計算の作成担当の士気が高いようであり、やはり独自集計の推進が必要。また、国として登録調査員制度の活用支援を行うべき。

- ・ 地方集計ができない統計調査はどの程度あるのか。失業率、消費者物価指数、家計調査等については工夫次第で地方集計も可能と認識。
- ・ 家計調査については、東京都は上乘せ調査により独自の集計を行っているが、このような場合に国の仕組みの中で地方の経費負担による集計ができるようにしていただきたい。作成した統計が政策企画等に使用されることが士気の向上につながるが、加工統計は作成に時間を要するためその点での寄与は薄い。地方の統計主管課では職員の年齢構成が高いため、専任職員費の基準額が改定されないまま人数が増えても、地方の持ち出しが増し、結局負担増となってしまうことに留意が必要。
- ・ 基準額に見合う層の職員も不要という認識なのか。
- ・ 行財政改革の流れの中で、少子化もあり全体の職員の枠が縮小傾向の中で統計を別枠とするのは困難。
- ・ 専任職員の数が減って困るという話もよく聞くので、都道府県によって事情は異なるのではないかな。
- ・ 農水省のセンサスでは、都道府県の独自調査項目を設定できるように設計。また、集落単位での集計も可能。これらの措置に対する都道府県の評価を知りたいところ。
- ・ 行財政改革の流れに統計だけ逆行することは不可能。業務の平準化や地方独自の調査項目の付加など、地方の負担を抑制しつつ、独自の財源で実施する意欲が湧く現実的な対策が必要。
- ・ 行財政改革の中でも、専任職員を活用し、国・地方双方にとって重要な統計を絞り込むことが重要。
- ・ 調査環境の悪化への対策として、民間の協力者（企業、オートロックマンション管理者等）の形成・開拓に注力すべき。また報告義務の形骸化は問題。罰則規定を実際に使い得るものに整備することが、調査員のためにも必要。
- ・ 調査環境は今後ますます悪化するものと認識。その前提で推計技術の開発、民間リソースの活用等、現実的な対策を考えるべき。
 - ・ 外部委託やスクラップにより効率化を図るとしても統計への需要は確実に発生。国の統計関係予算は年間約 500 億円で人員は約 5000 人だが、この規模について、統計は日本のいろいろな制度設計のためのインフラなので、他の行政分野に比べてそもそも過少であるという意見もある。行革の中で統計業務だけが例外とはなり得ないが、リソースを増やさないということではなくて、大きくするという観点からの議論も必要。
- ・ 日本の統計関係の予算や人員規模については、国際比較により過少であることを示すことが効果的ではないか、人材の育成の観点からインセンティブやキャリアパスの包括的な設計が必要、民営化された郵便局のネットワークやコンビニの活用など様々な可能性を模索する必要。
- ・ リソースに関しては、国際的に見ても削減率は大きいと思われる、強く主張できるのではないかな。調査環境の悪化に対しては、長期的な視点で統計教育を充実することも重要。
- ・ 工業統計調査及び商業統計調査では、一部本社一括調査を実施。回収率が上がるのみならず負担も軽減していると認識。
- ・ 国と都道府県が企画段階から協力することが重要。
- ・ 特に都道府県事業主管課を通じた調査では、独自の集計を認めてもらいたい旨の要望があることは認識。地方独自集計や独自の調査項目の設定の仕組みについて議論されると良い。
- ・ 調査の企画段階から地方のニーズ把握に努めているところ。国と地方とが調査の改善に向けた継続的な議論の場が必要と考える。また、都道府県の予算・人員当局において統計の重要性の認識が乏し

いこともあるので、国からの働きかけも必要。

議題2：関係機関等（地方、学会等）との連携について

美添座長から、資料1に基づき関係機関等との連携に関する論点を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 官庁側に研究活動を行う余裕がなくなっている一方、数値評価が求められている研究者の側も非公式な官庁の研究会等に参加することに対し、若手を中心に意欲が乏しい。研究会等への参加が若手研究者のキャリアアップにつながるよう、例えば、研究者の経歴に書けるような研究会等の体制・位置付けのレベルアップが必要。
- ・ 諸外国では官学の交流が活発なのに対し、我が国では予算・人員の問題から、統計の作成に手一杯なのが実情。官学交流のためには制度設計から考えることが必要。
- ・ 人的交流に関しては研究者の側に官庁との交流を希望する人が少ないことと、官庁の側で研究者に優秀な若手を付ける余裕がないことが、ネックになっている。国際会議などへのプレゼンスが少ない点に関しては、通常業務に追われて、当該会議等への人繰りが困難であることに加えて、海外に向けて発信する内容はあっても、十分な国際的なコミュニケーション能力を持った職員を育てる余裕が少ないことが問題。研究者の側にも、統計の作成方法に関する知識不足が見受けられ、官学連携には、研究者側にもメリットがある。加工統計等において隘路が明らかである場合は、コンペなどの方式を活用して、対処法に開発者の名前を冠するなど、研究者の業績が残るような工夫が必要。
- ・ 行政機関内における研究者との連携が可能となるような組織を作ることも必要。
- ・ 内閣府の客員主任研究官も一種の連携拠点と考えられるが、このようなものを各省共通な拠点として整備することも考えられるのではないか。
- ・ 地方集計の推進、公表の早期化等のためのサンプリング技術や調査環境の悪化に対応した推計技術の開発などに、官学の連携は重要。このような課題は各省共通の課題であるので、統計委員会から学会等に対して提案し、学会等が結論を出せば学会側の功績にもなる。このようなシステムを構築すべき。

議題3：統計機関の独立性、中立性について

美添座長から、資料1に基づき統計機関の独立性、中立性に関する論点を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 営利企業との関係における中立性の観点も必要。統計調査の企画に民間の参入を認めるのは不適當。
- ・ ありとあらゆる利害関係者からの独立性ということではないか。
- ・ 英米では、例えば、公表前に誰が知っていて良いのか、公表直後は政治家はコメントしてはいけない等の統計作成における規律を定めている。日本でも作成するのモ一案。一方、リソースの配分等、マネージメントには行政機関の責任者層の関与は必要。分散型の体制の下で統計分野がマイナスの意味での聖域となり、行政機関トップの関心が向かなかったことが、統計リソースが過度に削減された一つの原因ではないか。
- ・
- ・ 独立性、中立性に関して、統計作成側と統計使用者がどのように意識しているかの両面がある。作成側は独立性の堅持に努力しているが、使用者側は統計が独立していないと信頼性がないということ認識する必要がある。
- ・ 統計機関の中立性は独立性により担保される。独立性は、予算、人員、職員配置の自立が基本。予

算、人員、職員配置等について総枠管理という考え方から出発するのが实际的。中立性は「統計」について言うべきで、統計基準の中にその内容を規定することが適当である。

- ・ 分散統計システムの中で、成果としての統計の独立性・中立性は当然のこととして理解できるが、改めて統計機関の独立性・中立性を問う意味は何か。
- ・ 統計機関の独立性が統計の中立性につながるという一般的な概念であると認識。用語については必要であれば再考する。

議題4：その他

次回は、5月19日（月）15:00から、中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室で開催する。

以 上

《速報のため事後修正の可能性あり》

統計委員会基本計画部会第1ワーキンググループ会合（第8回）議事概要

- 1 日時：平成20年5月19日（金）15:00～17:00
- 2 場所：中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室
- 3 出席者：
（委員）美添座長、大橋委員、大守委員、須々木委員、永山委員、森委員、山本委員
（審議協力者）内閣府（経済社会総合研究所） 総務省（統計局） 文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府
（事務局）貝沼総務省政策統括官（統計基準担当） 中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長 他
- 4 議事次第（1）統計ニーズの把握方法について
（2）基幹統計の指定基準の明確化について
（3）統計調査の見直し、効率化の考え方について
（4）統計の評価について
（5）その他

5 議事概要

冒頭、事務局から資料5に基づき審議の進捗状況を踏まえた新たなスケジュールを説明した上で、座長から予備日を設ける旨の提案があり、今後日程調整することになった。

議題1：統計ニーズの把握方法について

総務省政策統括官室から、参考資料1等に基づき統計ニーズの把握状況を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ ニーズや評価を広く聴取するため、総合窓口を設置すべき。ユーザー会議は、各省横断的に広く各界から意見を聞くものとすべき。頻度は当面は年1回で、その後は2・3年に1度の開催が適当。開催時期については、要望を速やかに反映できるよう、行政側の準備期間も考慮することが必要。提出されたニーズ等について、その後の対応状況等を統計委員会で管理すべき。
- ・ ニーズを議論する場合は、検討テーマにより運営は異なるので、まず統計委員会に専門部会を設けてそこで議論することが適当。常設組織の必要性はその後の状況をみて判断すればよい。また、このような場合は、政府統計に批判的な人に対しても、理解を深めてもらう絶好な機会でもあるので、単に要望を聞く場に終わらせるのではなく、十分に議論することが重要。
- ・ 現在のe-Statが政府統計提供のone stop serviceとして本格的に稼動するようになれば、各情報の閲覧記録（データへのアクセスのログ）からニーズを判断する手段もある。また、そのサイトに相談窓口を作り苦情・要望を記入してもらうことで、潜在的なニーズや改善要望が把握できる。
- ・ ニーズの受付窓口と議論の場は分けて考えるべき。窓口は、各省の個別及び共通の課題を幅広く受け付けられればよい。議論は共通の課題の中からテーマを絞って統計委員会で行うのが適当。事項は、横断的・共通的な課題の他、特段の要望があれば各府省個別の事項も可能とする。
- ・ これまでの意見に賛成だが、ニーズの反映・実現化に当たっては、予算や人員の裏付けが必要であり、統計委員会として、予算・定員当局に働きかけをすべき。

- ・ 基本計画を5年ごとに定めるのであれば、各省横断的な課題について、毎年議論が必要か疑問。基本計画の見直し時に議論すれば足りるのではないか。
- ・ 調査に対する報告者負担の問題、加工統計も含めた公表の早期化、各種指数の整合性なども府省横断的な課題だとすれば、基本計画の見直し時に限らず、各府省の個別対応を超えた何らかの対応が可能ではないか。
- ・ 外国では、政策部局、学界、マーケットが常にコミュニケーションする場があり、そこで議論することによりニーズ把握が行われている。世界情勢の変化についての共通理解を深め、どのように統計を改善していくのか、というようなことを我が国ではどのような場で議論するのか検討する必要がある。
- ・ 本日の議論としては、まず、各省横断的な仕組みについて、窓口は広く意見を聞き、統計委員会の下部組織で論点を絞って議論する、効果としては、政府統計に対し意見を有する利用者に対する理解の促進という側面もある、組織形態は、必ずしも常設組織は不要、頻度、時期等は、問題が生じたときに適宜対応するという仕組みが現実的、だと思う。また、各省個別の仕組みと横断的な仕組みの仕切りは、複数の調査が関わるか否かで判断。ただし、横断的な仕組みの中で、個別のニーズを受け付けることはあり得る。

ニーズの具体的な反映としては、検討課題として取り上げ、次期基本計画へ反映したり、府省横断的な検討委員会を開催するという対応が考えられる。

議題2：基幹統計の指定基準の明確化

総務省政策統括官室から、資料2、3、4等に基づき指定基準の考え方等を説明。

主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 統計法の基幹統計に関する3つの規定に共通する基準としては、国民生活の維持・向上に寄与、内容が基礎的であり活用範囲が広い、特定の利害にかかわりがないことが挙げられる。また、3規定それぞれ個別には、地方集計が可能となるもの、ただし、相当な費用がかかるものもあるので指定後の経過措置的な配慮も必要、特定の業界・団体に利しないこと及び広く利用されること、国際比較の目的の明確性等が挙げられる。
- ・ 基幹統計には報告義務があるが、その理由としては品質の確保だと思う。例えば、財政支出の基礎となるような統計は、品質の確保がなされないと納税者への説明責任を果たせなくなるので、このような「財政支出の基礎となる」ことも基準の一つではないか。
- ・ 重要だが高い品質が確保できない統計も中にはある。統計作成者として品質を高める努力は必要だが、品質に関する基準は柔軟さも必要。
- ・ 民間でも将来推計が実施される中で、政府の推計値にのみ統計として特殊な地位を与えてよいのかには疑問も残る。
- ・ 法令に基づきデータを利用している場合、極一部のデータのみを利用している場合も指定対象になるのか疑問。指定に当たっては、統計毎に各基準の充足度を測り、指定優先度に応じたカテゴリー（カテゴリー：国勢調査及びSNA、カテゴリー：センサス系、又はいくつかの要件を同時に充足するもの等、カテゴリー：指定にあたり慎重な判断を要するグループ）に分類する方法が考えられる。将来推計値については、国や地方の重要な政策の共通の基盤情報であることから、議会日程などに左右されない政治的独立性が担保される必要がある。科学的な作成根拠が求められることから、基幹統計の指定の対象にして作成プロセス等を明らかにし、整合の高い数字に基づいて政治、行政が行われ

るべき。

- ・ 基幹統計と基幹統計調査は密接に関係するので、第2、第3WGとバッティングしないよう、基幹統計については大まかな基準でよいのではないか。基準としては、新法で新たに加わった民間利用や国際的な利用という観点も考慮すべき。将来人口推計は重要だが、仮定の仕方で大きく変わってくる。基幹統計とすることが適切なのか疑問も残る。
- ・ 指定基準については、柔軟さを確保しつつも文章化するのが適当。文章化するには、どのような方法が適切か。基本計画でどう記述するかも含め検討する必要がある。
- ・ 指定基準として、地方集計の話も挙げられていたが、多数の品目別にデータを取る生産動態統計のように、更に地方集計を行うと秘匿等の問題が発生するため困難なものがあることはご理解いただきたい。
- ・ 将来推計人口については、将来推計の全体の体系の中でどう位置づけるかということではないか。個人的には、将来推計人口が基幹統計としての指定に馴染むか疑問もある。
- ・ 新法第2条第4項第3号の口の民間における利用とは、単なる公表物の利用ではなく、研究論文等での引用を指すのではないか。
- ・ 本日の議論としては、基幹統計の指定基準については、柔軟さのある目安として作成する、加工統計についての特別の基準は、特にないと考えられる、将来推計値の指定については、海外の例にならうと不可能ではないが、そのためには推計のためのパラメーターが客観性・正確性を有しており作成手順が公開されているなどの条件が必要である。他方、推計値の作成手順の詳細な公開は困難な場合もあり、引続き議論したい。

議題3：統計調査の見直し、効率化の考え方について及び議題4：統計の評価について

総務省政策統括官室から、資料2及び参考資料3に基づきIMFデータ評価フレームワーク等を説明。主な質疑応答は以下のとおり。

- ・ 見直し、効率化の基準としては、統計が幅広く利用されているか否かが、重要な基準と考える。評価というのは、評価を受ける方も、また評価する方も、ともに膨大なエネルギーを要するので、評価のための評価にならないよう、統計委員会で重点的に対象を絞って実施するのが適当。
- ・ 当該統計を創設する際に掲げた利用目的が、評価時点でも有効かどうかの一つの基準。
- ・ 一つの評価システムで機械的に評価するのではなく、検討対象を重点化することが適当。機械的な評価システムは検討対象を絞るスクリーニングには使えるであろう。
- ・ 評価を踏まえた改善には、予算や人員が必要であり、その点にどう対応するか課題。統計調査の見直し、効率化は、やはり国民の視点で行うべきであり、それが共通の視点ではないか。また見直し、効率化の基準である統計調査の目的は、特に政策部局が行う統計調査に関しては、政策の企画・実施への寄与であると考えられる。
- ・ 報告者には、類似の統計調査が多いという認識がある。統計調査数の整理も必要。
- ・ 個々の統計調査トータルとしてではなく、各調査項目レベルで政策のどの部分に具体的にどのように寄与しているか、また、どのようなユーザー層を想定して作成されているかを、評価すべき。
- ・ 本日の議論としては、統計調査の見直し、効率化は優れた統計を作成するために行うという視点は共通の認識、行政資料の活用による部分的な調査事項の見直しとあわせて、統計の有用性に関する評価ができるのではないかと、統計が創設された際の目的に事情変更がないかの一つの見直し基準、統計の評価、見直しは、統計委員会において基本計画の改定に合わせて行うことが適当ではないか。

議題5：その他

- ・ リソースに関連して、地方分権改革推進委員会において、統計調査も議題になっていると聞いているが、どのような状況なのか。WGにおいても地方分権の動向に留意すべきと考える。
- ・ 地方分権改革推進委員会では、農林統計に関する地方出先機関で行う事務について地方自治体が担うべき、平成23年度以降の2000人の職員についても過大であり、地方支分部局の実査業務を廃止すべきとの指摘。本年夏に「中間報告」を取りまとめた上で、勧告を行うこととしており、先頃の第1次勧告案の中でも、国で実施している統計調査は地方自治体への移譲を基本とし、国に残す調査は本省で実施し、地方支分部局は廃止するとの案である。国と地方を通じたリソースの再配分と密接な関連があるので、いずれこのWGでも議論して頂きたい。

次回は、6月6日（金）15:00から、中央合同庁舎第4号館共用第4特別会議室で開催する。

以 上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>